

令和 2 年度

登米市水道事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔 2 月 3 日提出 〕

宮城県登米市

議案第20号

令和2年度登米市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度登米市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	30,100 件
(2) 年間総配水量	8,683,200 m ³
(3) 年間総有収水量	7,641,700 m ³
(4) 主な建設改良事業	
ア 取水施設整備事業	6,160 千円
イ 浄水施設整備事業	40,370 千円
ウ 配給水施設整備事業	1,165,720 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第8款 水道事業収益		2,648,149 千円
第1項 営業収益		2,272,214 千円
第2項 営業外収益		375,770 千円
第3項 特別利益		165 千円
	支	出
第9款 水道事業費用		2,658,161 千円
第1項 営業費用		2,422,452 千円
第2項 営業外費用		215,040 千円
第3項 特別損失		669 千円
第4項 予備費		20,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,033,949千円は、過年度分損益勘定留保資金949,200千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,749千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第10款	資本的収入	914,687 千円
第1項	企業債	502,300 千円
第2項	負担金及び補償金	46,603 千円
第3項	補助金	183,333 千円
第4項	出資金	173,640 千円
第5項	加入金	8,811 千円
支 出		
第11款	資本的支出	1,948,636 千円
第1項	建設改良費	1,214,853 千円
第2項	企業債償還金	733,783 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水施設等管理運転業務	令和3年度から 令和7年度まで	千円 1,566,235
配水施設等維持管理業務	令和3年度から 令和7年度まで	299,145
保呂羽浄水場再構築事業 事業者選定支援業務	令和3年度	21,120

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ア 取水施設整備事業	千円 3,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
イ 浄水施設整備事業	23,700			
ウ 配水管整備事業	284,000			
エ 管路緊急改善事業	191,000			
合 計	502,300			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

209,422 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3の規定に基づく登米市一般会計からこの会計へ補助を受ける事項、金額は次のとおりと定める。

事 項	金 額
統合簡易水道繰入金（東和）	7,372 千円
統合簡易水道繰入金（石越）	27,176 千円
統合簡易水道繰入金（横山）	20,194 千円
合 計	54,742 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、32,425 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	構築物	配水管等 登米市石越町地内	一式

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣